

条例附則第15条の3に基づき北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車は、北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）第59条第1項及び第2項に規定する自動車に相当する3輪以上の軽自動車とする。

平成30年 9月21日

北海道虻田郡豊浦町長 村井 洋一

豊浦町告示第34号

